



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



全国一斉!



人KENあゆみちゃん

法務局 休日相談所

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと・・・

土地・建物の相続の登記に関するご相談

遺言・後見など公正証書に関するご相談

抵当権の抹消に関するご相談

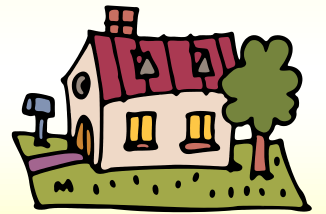
会社・法人の登記に関するご相談

隣地との境界に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると
登記手続きがますます難しくなります。



日時

平成30年

10月7日(日)

午前10時から午後3時まで
(受付は2時30分まで)

ご相談は
無料です!
(予約制)

場所

秋田地方法務局

(秋田市山王7丁目1-3)

法務局職員
公証人
司法書士
土地家屋調査士
人権擁護委員が

ご相談を
お受けします!
＜秘密厳守＞

同時開催

【講演会】

「相続について」

講師 鈴鹿寛公証人

午後1時から2時まで

入場無料!
定員30名様
(予約優先)

【ご予約・お問合せ先】 秋田地方法務局総務課 ☎018-862-6531